

兵庫県保険医協会歯科部会 歯科衛生士対象研究会のご案内

# 口腔機能実地指導料の施設基準研究会

## 11月1日(日)午後2時～4時30分

会場：姫路市市民会館 大ホール 定員：500人 定員になり次第締切  
(JR・姫路駅下車、北へ徒歩約13分。姫路市総社本町112番地)

<施設基準研修項目「」>

**「口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の診断の概要、検査法。**

**指導料の点数概略 (入院患者や在宅・施設療養患者への対応含む)」**

講師：橋本 孟徳先生 (姫路市・スマイルパーク歯科院長)

**お口の健康は全身の健康につながる！何歳からでもできる動機付け  
「訓練法、実地指導方法と評価など」**

講師：中村 喜美恵先生 (姫路市・きみえ歯科院長)

参加費：お1人 1,000円 (受講証当日発行) **事前申込制**

参加対象： **会員医療機関に勤務する歯科衛生士の方限定(手鏡持参)**

※受講証には、医療機関名・受講者名を記載致します。遅刻・早退の場合は発行できません。

※姫路会場については、歯科医師の先生方も受講証の発行はありませんが参加可能。

2026年6月診療報酬改定で、口腔機能実地指導料46点が、歯科衛生実地指導料(実地指)とは別に、新たな独立点数として評価・新設されました(実地指の口腔機能指導加算12点は削除)。

口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の実地指導に係る**研修を受講した歯科衛生士が、主治の歯科医師の指示を受けて、口腔機能に係る実地指導を行い、その指導内容に係る情報を文書により提供した場合**に、月1回に限り算定するというものです。研修を受けた歯科衛生士が指導した場合の評価です。

**○施設基準が設けられ、研修には1年間の経過措置があります。①研修の上で届出して算定する。もしくは、②すぐの研修受講が難しい場合、「2027年5月までに受講予定」と記載して届出すれば算定可能で、研修受講後に再届出が必須です。**

協会は、会員の医療機関に勤務する歯科衛生士さんを対象に、上記の通り口腔機能実地指導料の施設基準研究会を開催します。会員歯科医師の先生も参加可能です。

…協会未入会の医療機関は、入会の上でご参加ください(入会金なし。月会費：歯科開業医5,000円)

お申し込みは、兵庫県保険医協会 FAX(078)393-1802

お問合せはTEL(078)393-1809まで

地区 ( )市区	医療機関名：	電話：
会員氏名		FAX:：
受講者 氏名	職種( 歯科医師・歯科衛生士 )	職種( 歯科医師・歯科衛生士 )

11月1日開催「口腔機能実地指導料の施設基準研究会」